



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

ページ

### ○ 監査公表

監査公表第7号	..... 1
監査公表第8号	..... 2
監査公表第9号	..... 18

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第7号

平成25年8月27日付け監査報告第2号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月25日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
和歌山県監査委員 足立 聖子  
和歌山県監査委員 岸本 健  
和歌山県監査委員 森 礼子

#### 1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成25年7月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成24年度末で約2,993万円となり、前年度に比し、若干増加している。</p> <p>今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 固定資産台帳において、小型貨物自動車1台分の登録漏れがあったほか、器械備品について年間償却額等の記載誤りがあったので、適正に管理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、未納者には経済的困窮者が多いことや精神疾患特有の病状から長期入院患者も少なからずあることから、入院費もいったん未納となると長期化する傾向があるため、一部の患者において多額の未納金が発生し、滞納額の多くを占める状況となっている。一括納付が困難な未納者に対しては、返済計画について話し合いの場を持つなどして、分納等の方法により未収金の徴収に努めている。</p> <p>また、新たな未収金の発生を防止するため、高額療養費制度や福祉制度活用の教示を行い、退院時の未精算者に対しては納入誓約書を徴収するとともに、平成17年度に策定した、入退院手続や未収状況の把握から段階的な未収金整理までの具体的な手順を示す未収金回収マニュアルを活用し、より一層の対策を講じていく。</p> <p>(2) 小型貨物自動車の登録漏れについては、台帳に登録した。</p> <p>また、器械備品の年間償却額等の記載誤りについては、台帳の訂正を行った。</p> <p>今後、このようなことが生じないよう管理の適正化にお一層努めていく。</p>

#### 2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 平成25年7月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 本年度の第一四半期以降については、複数人による現物確認を実施した。 今後も、郵便切手類の適切な管理に努めていく。</p>

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成25年7月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 保有土地の販売については、雑賀崎工業団地で3,888㎡、西浜工業団地で10,805㎡、北勢田第2工業団地で19,031㎡の売却を行い努力されているが、平成24年度末現在、未処分地が553,286㎡（事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。 (2) 日高港工業団地土地賃貸借契約に伴う公有財産貸付料について、159,375円が未納となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成25年12月現在で西浜工業団地で1件10,000㎡を売却した。 今後も、より積極的に土地の売却等に努めていく。 (2) 未納額については現在分割納付中であり、年度内に完納する予定である。 今後も、未納者の資産状況の精査等、適切な債権管理に努めていく。</p>

和歌山県監査公表第8号

平成25年10月11日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月25日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
和歌山県監査委員 足立 聖子  
和歌山県監査委員 岸 本 健  
和歌山県監査委員 森 礼子

1 知事直轄

(1) 政策審議課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 南海本線利用により通勤認定されている職員の旅費の支払いにおいて、通勤手当との調整がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 通勤手当との調整がなされなかった旅費については、返納処理を行った。 旅費事務について、適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。</p>

(2) 競技式典課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、38時間45分超分を誤って支給していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 誤って支給した額について、適正に調整を行った。 また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の正しい記入方法について、職員に周知徹底を行った。</p>

2 総務部

(1) 税務課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 県税の収入率は、97.2%と前年度に比し0.3ポイント上昇し、平成24年度末の収入未済額も約21億9479万円と約2億1475万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。</p> <p>個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約77%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 次の改善を行った。</p> <p>(ア) 県税徴収対策本部の設置等 県税徴収対策本部を設置し、徴収目標の明確化、非常勤職員の配置等、計画的・効率的な滞納整理に努めている。</p> <p>(イ) 市町村との連携 県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行った。</p> <p>また、地方税法第48条に基づく市町村からの個人県民税の徴収の引継ぎ及び派遣協定に基づく滞納整理の支援のため14市町への職員の派遣を行うなど、市町村との連携に努めている。</p> <p>(ウ) 延滞金等の債権管理 延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の確定した延滞金について調定を行い、適正な債権管理を行っている。</p> <p>また、確定延滞金が発生した場合及び一定期間未納である場合は、文書等により催告を行うとともに、差押処分を行う等、本税と同様に滞納整理を実施している。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 危機管理課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>平成20年度以降、切手の使用実績はないので、有効活用すべく使用実績のある部署への管理換えを行った。</p>

(3) 総合防災課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>再発防止のため、外出承認時に用務地までの路程の確認を職員に徹底するよう指導した。</p>

(4) 消防保安課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

酸素ボンベ充填及び耐圧テストの単価契約において、会計課合議がされていなかったため、適正に処理されたい。

注意事項

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等関係規定に従って、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 ア コスモパーク加太の未利用地（866,780㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地（365,407㎡）については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>注意事項 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>検討事項 ア コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に向けて取り組んでいる。 企業誘致用地としては、平成24年度において新たに企業が進出したところであり、今後も商工観光労働部と連携しながら企業誘致活動に積極的に取り組んでいく。 公共施設用地としては、約45,000㎡の用地を県消防学校用地として活用することとし、平成26年度から建設が始まる予定である。 また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、ヘリポートを整備する等利活用を図っている。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等利用の制約はあるが、紀南地域の活性化に向けて企業誘致の可能性等を白浜町や関係機関と検討している。</p>

(2) 文化国際課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

(3) 調査統計課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 工業統計調査データパンチ入力業務委託契約において、適正な納品内容でなかったにもかかわらず、契約変更を行い適正な納品部分のみを検査合格として受領している事例があったため、今後の業務実施に当たっては、契約条項に基づき契約解除を行うなど適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないため、和歌山</p>	<p>注意事項 ア 工業統計調査のデータパンチ入力業務の委託契約において、正しく履行された約3割の成果物の対価を支払うために変更契約を締結した。 今後、業務の実施に際しては、契約条項に則り厳正かつ適正な事務処理を行う。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づ</p>

県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

き適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。

(4) 情報政策課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 契約保証金を免除している住民基本台帳ネットワークシステム監視委託契約等締結の決裁において、契約保証金を免除する旨記載されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金を免除している委託契約等締結の決裁においては、契約保証金を免除する旨を記載するよう職員に周知徹底した。</p>

(5) 地域政策課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、連続する6時間超の勤務における休憩時間の不足があったため、適正に処理されたい。 イ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 超過勤務における休憩時間の取扱いについて、職員に周知徹底を図った。 イ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

(6) 過疎対策課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払の返還金及び賠償金は、平成24年度末に約80万円が収入未済となったため、債権管理簿を作成するなど適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項 債権回収に向けた調査を継続するとともに、債権管理簿を作成し適正な債権管理を行うなど、収入未済額の縮減に努めている。</p>

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 平成25年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 市町村からの要望により自然公園等に設置している県建物（休憩所、公衆便所等）について、底地使用について使用権限をより明確にするため使用貸借契約の締結等について検討されたい。</p>	<p>検討事項 市町村からの要望により自然公園等に設置している県建物（休憩所、公衆便所等）の底地使用について使用権限をより明確にするため使用貸借契約を締結する。</p>

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成25年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

<p>産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については平成24年度末で約11億2014万円であり、前年度に比し24万円減少している。 今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っている。 引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行うとともに、債務者の財産調査や法的な手段も検討し、適正な債権管理を行っていく。</p>
--	---

(3) 県民生活課

監査実施年月日 平成25年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b> 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b> 交通公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者に設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。</p>	<p><b>注意事項</b> 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p> <p><b>検討事項</b> 他の都市公園の状況や指定管理に係る経費、自動販売機の安全確認に係る責任分担なども考慮しながら、指定管理者の更新の時期に向けて、一般競争入札の導入など適切な方法について検討を進める。</p>

(4) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 平成25年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b> 旅行命令をすべきところを外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b> 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう職員に徹底指導した。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b> ア 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約4,281万円であり、前年度に比し約584万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ ETC カード使用承認・使用管理簿に記載せずにカードを使用していたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 生活保護電算システム保守点検業務委託において、契約書に定める業務内容の一部を満たしていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会に対して</p>	<p><b>注意事項</b> ア 各振興局において被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、返還金の発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。 また、各振興局に対して実施する生活保護法施行事務監査において、生活保護費返還金についてヒアリングを行い、未納者に対する家庭訪問、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導、定期的な催告状の送付や債務承認書の徴取などの粘り強い交渉を行うよう徹底を図った。</p> <p>イ ETCカードについては、金庫での保管を徹底し、使用承認・使用管理簿に記載せずカードを使用することのないよう職員に周知した。 また、カード管理者が記載漏れの無いよう毎回確認を行っている。</p> <p>ウ 契約書に定めた業務が適正に処理されるよう、今年度から業者に対して保守点検の中間報告及び保守点検計画書を提出するよう指導し、報告を受けている。</p> <p>エ 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会に対して</p>

貸与している備品について、貸付手続を行うなど適正に処理されたい。

貸与している備品について、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年和歌山県条例第2号）第6条第1号の規定に基づき、同法人への譲与手続を行うなど適正に処理した。

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約1,502万円であり、前年度末に比し、約186万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成24年度末で約3,382万円であり、前年度末に比し約162万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成24年度末で約1,393万円であり、前年度末に比し、約26万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成24年度末で約43万円であり、前年度末に比し約14万円減少している。</p> <p>今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っている。</p> <p>未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収を行うとともに、納付誓約書を徴するなど時効の中断に努めている。</p> <p>また、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、電話や文書による催告に加え、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど償還指導に努めている。</p> <p>併せて、時効や自己破産等で徴収できなくなった場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど債権管理に努めている。</p> <p>また、新規の未収金の発生を防止するため、各振興局に対し貸付申請面接時、申請者に制度の説明を行うとともに、適切な償還計画を立て、確実に償還が行われるよう指導している。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、定期的な文書や電話による催告に加え、母子福祉指導員を中心に早朝、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、市町村等の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努め、必要に応じ分割納付の方法をとるなど、それぞれの未納者の実情に合わせた償還指導に努めている。</p> <p>併せて、時効や自己破産等で徴収ができなくなった場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど債権管理に努めている。</p> <p>また、未収金の発生を未然に防止するため、受給者に対し資格要件や各種届の提出義務について周知を図るよう、事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に依頼している。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、電話や文書による催告に加え、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、償還指導を行い未収金の債権管理に努めるとともに、未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法をとるなど、未収金の回収に努めている。</p> <p>また、時効や自己破産等で徴収できなくなった場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。</p>

オ 母子生活支援施設すみれホーム及びなぎさホームにかかる指定管理に伴い管理者に貸与している備品について、物品管理簿へ登録されていないものがあつたので、管理簿登録の上、貸付手続を行うなど適正に処理されたい。

オ 母子生活支援施設すみれホーム及びなぎさホームにかかる指定管理に伴い管理者に貸与している備品について、物品管理簿に登録し、物品貸付調書を整備した。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 介護支援専門員更新研修申請書に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあつた。 また、台紙と貼られた証紙の彩紋にかけて消印するよう併せて、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 該当の県証紙について、直ちに台紙と県証紙の彩紋とにかけて消印を行った。 また、和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）に基づき適正に処理するよう職員に徹底した。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約345万円であり、前年度末に比し約137万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成24年度末で約30万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約174万円であり、前年度に比し約14万円の減少となっている。 今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定のうえ処理を進められたい。</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っている。 未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導を行うとともに、納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励を行い、納入意識の向上を図っている。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っている。 未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導を行うとともに、納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、引き続き、各振興局健康福祉部において、効率的な債権管理に努めている。 また、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなどし、未収金発生未然防止に努めている。</p> <p>検討事項 旧六星寮の跡地について、処分方針の検討を進める。</p>

(5) 医務課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成24年</p>	<p>注意事項 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金について</p>



<p>度末で約37万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>は、文書、電話及び家庭訪問等を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合には分割納入指導を行うなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。</p>
---	---

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が和歌山県物品管理等事務規程に基づき、なされていなかった。 また、業務に関連するとして班独自で切手を管理していたので併せて適正に処理されたい。</p> <p>イ 生活習慣病等健診推進事業補助金について、補助対象業務が明確でなく、補助対象経費の積算根拠も不十分であるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。 併せて、班独自に作成されていた使用簿を、課単位にまとめて記入するよう改めた。</p> <p>イ 補助対象事業を明確にするとともに、補助対象経費の積算根拠がわかるよう様式を改めた。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているところであり、平成24年度末現在における収入未済額(元金)は約81億4,169万円となっており、前年度に比し約1億5,573万円減少している。 今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。</p> <p>イ 平成20年度に収受した収入印紙を、失念により収入印紙類使用簿に登録していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 現在分割納入中の延滞先については、継続して決算書の分析などを行い、経営状況の把握や償還額増額の交渉に努めるとともに、組合の意識改革を促すために償還計画書等を提出させ、その履行を指導した。 その上で、事業継続や再生が困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行っている。 破綻組合については、組合資産の競売による債権回収が完了したため、連帯保証人や法定相続人の状況や資産の調査等を進めた上で償還交渉、資産の任意売却指導、法的措置の検討などに取り組んだ。 こうした取組により、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>イ 直ちに、和歌山県物品管理等事務規程に基づき収入印紙類使用簿に登録した。</p>

(2) 商工振興課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>返信用に購入した切手を郵便切手類使用簿に登録していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未登録であったものについて、適正な処理を実施するとともに、切手の購入及び使用時には直ちに郵便切手類使用簿に登録することで再発防止に努めている。</p>

(3) 企業振興課

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成24年度末現在の未償還額は、約1,162万円であり、前年度に比し、11万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 起業家創出支援事業の賃料について、平成24年度末現在で約24万円が未収金となっており、未納者への催告強化等により徴収に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 分納計画どおり返還を行うように指導するとともに、債権を保全するため、企業訪問を行い経営状況等の把握に努めながら、返還金の完納に向け粘り強く交渉するなど、引き続き適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 店舗を訪問し、納付指導を行っており、今後も未収金の完納に向け、督促状の発送や行政指導を継続し、早期の債権回収に努める。</p>
---	--

7 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>譲与の推進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により、現況が公図と一致しない箇所については、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っている。今後も計画的に譲与を進める。</p>

(3) 経営支援課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約636万円となっており、昨年度末に比べ全体で約87万円の減となっている。今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金の未収金は、違約金に係るもので、債権の保全及び収納の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、未納者に対し償還指導を行い分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p>

(4) 林業振興課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

<p>林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成24年度末の未収金額は約1,442万円であり、前年度末に比し約34万円の減となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>平成25年4月から12月までの間に39万円の未収金を回収した。</p> <p>今後も、和歌山県森林組合連合会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対し継続して督促を行うとともに、直接交渉を重ね、適正な債権管理を行い、未収金の回収と発生防止に取り組んでいく。</p>
--	--

(5) 水産振興課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成24年度末で現年度分元金の未収金は発生していないが、過年度分が約1,462万円、確定分の違約金が約466万円であり、合計金額では前年度末に比し約112万円減少し約1,928万円となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 延滞者や連帯保証人に対しては、引き続き文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に努めている。</p> <p>また、新規滞納者の発生防止策としては、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握に努め、新規延滞発生を防止するよう漁協に指導をしている。延滞の発生が予想される場合や、やむを得ず新たに延滞が発生した場合には、早急に文書及び電話による督促や個別面談等を実施し、事後の償還計画の指導を行うなど初期段階での対応に力を入れている。</p> <p>イ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成24年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>海草振興局建設部とともに、引き続き納入義務者に関しての情報収集を行い、催告に係る手続を行っていく。</p>

(2) 技術調査課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>工事請負契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、平成24年度末で約25万円が収入未済となっており、前年度末に比し延納利息の確定により約16万円増加している。</p> <p>今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>関係する振興局建設部と連携して引き続き納入義務者に関して所在、収入、資産状況等の情報収集を行い、債権管理を適切に行っていく。</p>

(3) 用地対策課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅行命令簿において、経路途中から自家用車同乗となる旅行命令が別々の命令簿で行われているが、同乗後の用務地欄の記載が異なるものがあった。</p> <p>また、用務地の地点名称を誤り旅費支給額が不足しているものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認等について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>イ 経路途中から自家用車同乗となる旅行で、運転者及び同乗者の各々の旅行命令の用務地の記載が異なっていた事案については、運転者の用務地欄の記載漏れであり、用務地の地点名称の記載誤りがあった事案と併せ、旅費支給額が不足しているため、追給処理を行った。</p> <p>今後、このようなことのないよう、旅行命令簿の適正な記載を職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

## (4) 道路保全課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>土木使用料(道路)の未収金は、平成24年度末で約44万円となっており、前年度に比し約14万円減少している。引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃道敷地については、平成24年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後の未収金対策については、「県土整備部所管の債権管理の指針」及び「道路占用料の未収金対策マニュアル」に基づき、適切な債権回収に努めるよう、関係振興局建設部を指導していく。</p> <p>検討事項</p> <p>未処理の廃道敷地のうち1件については現在、関係課と協議中である。</p> <p>また、残りの箇所については、山間地に多く、公図混乱の問題あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p>

## (5) 道路建設課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 橋梁設計損害金、工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の収入未済額は、平成24年度末で約501万円で前年度末に比し約377万円増加している。未納者の現状を把握し、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 書籍購入の納品において、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について処理方針を検討されたい。</p> <p>また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成24年度末の収入未済については、未納者の現状把握の上、引き続き回収に向けて、厳正な債権管理に努めていく。</p> <p>イ 書籍購入の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地については、今後も現況を十分把握の上各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討していく。</p> <p>なお、事業休止中のため未利用となっている土地については、周辺の用地買収が可能となり、事業を再開して</p>

いる箇所もあるが、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。

(6) 河川課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成24年度末で約265万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 土地使用料等の未収金は、平成24年度末で約21万円となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、平成24年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。 また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>エ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続き及び定期的なパトロールを実施されたい。 また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 契約の相手先については、私的整理が行われ、債権回収が不可能と判断し、徴収停止の処理を行った。 今後は、他県と連携しながら不納欠損の手続を進めていく。</p> <p>イ 土地使用料等の未収金については、今後も滞納者への納入督促の強化や資産状況を調査する等、適正な債権管理に努めていく。</p> <p>ウ 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。 また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を着実に実施することにより、新たな不法占用の防止に努める。</p> <p>エ 不法占用となっている土地については、当事者に対し違法であることを認識させ、早期に違法状態を解消するよう努めるとともに、不法占用を防止するための資産保全手続き及び定期的なパトロールを行っていく。 また、廃川敷地を速やかに処理できるように、関係機関等と協議を進める。</p>

(7) 下水道課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>集中調達外物品の消耗品の納品で、納品書が添付されていないもの及び納品書に職員の個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>

(8) 都市政策課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成24年度末で約8,852万円が収入未済となっている。債権管理簿を作成し、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 集中調達外で購入した備品について、支出負担行為の出納機関への合議が行われていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 自家用車による近距離旅行が外出承認により行われていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 時効を中断させるため、債務承認書を提出させるとともに、債権管理簿により納付指導経過を記録しながら適切な債権管理に努めている。</p> <p>イ 集中調達外で物品を購入したときは、出納機関への合議を行うよう適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 近距離旅行にかかる旅行命令簿を作成し手続を行うとともに、適正な旅行命令簿の記載について</p>

<p>エ 屋外広告業登録において、申請書受付までの長期間、郵便為替又は県証紙を保管していたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 都市公園内の自動販売機については、現在その施設の指定管理者などに設置許可を与えているが、貸付等の手法を検討されたい。</p>	<p>職員に周知徹底した。</p> <p>エ 申請書受領後直ちに、県証紙については消印を行い、郵便為替については金融機関において収納手続を行う等、適正に処理している。</p> <p>検討事項 指定管理に係る経費や自動販売機の安全確認に係る責任分担なども考慮しながら、指定管理者の更新時期に向けて、一般競争入札の導入など、適切な方法についての検討を進める。</p>
---	---

(9) 建築住宅課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成24年度末現在の収入未済額は約1億3,532万円で、前年度末に比し約3,902万円減少しているが依然として多額である。 今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿及び収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 公営住宅の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促及び徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。 平成25年度においては「納付期日までの納付」を目標に掲げ、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導及び催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、訴訟を含めた法的措置の実施により、更に収納実績の向上を図るよう努める。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿における四半期ごとの現物確認について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき適正に処理を行うよう職員に周知徹底を行った。</p>

(10) 公共建築課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 不動産取引相談窓口設置に係る相談員に対する平成24年3月分の報償費について、平成24年4月(平成23年度出納整理期間中)に二重支払事故が発生し、当該事実が判明して数箇月経過した平成25年2月に過誤払い分の返還処理が行われているが、速やかな修復を行うとともに今後このようなことのないよう適切な処理に努められたい。</p> <p>イ 警察署建築工事2件及び同工事監理業務の執行(仮設工)において、受注した3者が工事施工の基準となる設計高さの確認を怠っていたため、約19cm~29cm低い位置に建築される施工ミスが生じた。 施工ミスの発生を防止するため再発防止策を講じ、受注者に対し適切な指導監督を行われたい。</p>	<p>注意事項 ア このような過誤払いがあった場合は速やかに修復を行うよう職員に周知徹底した。 今後は、このようなことがないよう適切な処理に努める。</p> <p>イ 再発防止のため工事着手前に設計上重要な事項を工事監理業者及び施工者に十分理解させるようにした。 今後もこのようなことのないように受注者に対し適切な指導監督を行っていく。</p>

(11) 港湾空港課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金について、不納欠損などにより、前年度に比べ約1,379万円減少し、平成24年度末で約1,539万円となっている。引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 消耗品の納品受付において、納品書を受領していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金のうち、大口滞納者の債権については財産調査を行い、現在執行停止状態となっている。 今後とも関係機関との連携を密にしながら、未納の未然防止及び督促等による債権回収を図っていく。</p> <p>イ 当該物品については、納品されていることを確認した。 納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p>
--	---

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成24年度末現在の収入未済金は、約865万円であり、約927万円の県の請求額に対して約62万円が収納されている。 今後は、債務者に対して、現在仮差し押さえしている不動産(土地・建物)の処分方法及び返済方法について、速やかに交渉を行い、収入未済金の徴収に努力されたい。</p> <p>イ 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例や、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 仮差し押さえしている不動産の売却及び返済計画の提出について、債務者と協議を行う等収入未済金の徴収に努めている。</p> <p>イ 超過勤務手当の遡及事務を行い、関係職員に対し超過勤務命令簿の記入について周知徹底した。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成25年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿、旅費計算書に旅費計算等の誤りがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 普通旅費の支出について、支払いの遅延が散見されたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 報償費の支出にあたり、二重払いを行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿の記載事項と旅費計算内容の確認を徹底する。</p> <p>イ 今後は、支出事務に遅延のないよう注意する。</p> <p>ウ 今後は、適正に支出事務を行うよう注意する。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成25年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山県議会インターネット中継撮影及び収録に関する業務の委託契約において、契約保証金に係る事後処理がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>契約保証金については、直ちに手続を行った。 今後は、適正に処理するよう職員に徹底する。</p>

11 選挙管理委員会

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 代表者印、代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 請求書の具備事項について職員に周知し、事務処理を適切に行うよう徹底した。</p>

12 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 県立学校内の電柱に電気通信事業者の通信ケーブルが共架されているが、教育財産の目的外使用許可手続がなされていない事例が散見されたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 ア 県立学校の監査における電柱への電気通信事業者の通信ケーブルの共架手続漏れについては、平成24年度に引き続き今年度も依然として同様の事例が確認されている。 県の財産管理や歳入確保の面から早期に全校において共架ケーブル等の調査を完了し、目的外使用許可の手続を行うよう各事業者に対し指導するとともに、今後このようなことが生じないように、教育委員会全体として今年度中に有効な対応策を取るよう検討されたい。 イ 県立学校におけるPTA運営事務等に係る事務室の使用許可において、使用料は生徒の福利厚生のため免除しているが、使用料に加算する管理費については施設の維持管理に係る実費相当で徴収すべきものと考えられるため、その徴収について検討されたい。</p>	<p>注意事項 行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに共架している各事業者に対し、早急に行政財産の目的外使用許可の手続を行うよう指導し、適正に処理を行った。</p> <p>検討事項 ア 行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに共架している各事業者に対しては、早急に行政財産の目的外使用許可の手続を行うよう指導し、全校における共架ケーブルの調査を完了させ、許可済みである。 また、県立学校が現場管理者である点を鑑み、チェックリスト等で現地確認における責任を明確化することで、現在教育委員会総務課で行っている使用許可事務の審査機能の一部を各県立学校が果たすことができるように検討を行っている。 イ PTA事務局等の管理費については、全国におけるPTA事務局等の管理費徴収状況調査等を実施し、その結果を踏まえて、管理費を徴収する選択肢を含めた検討を行っている。</p>

(2) 給与課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めており、平成24年10月から毎月の返済額を増額変更しているものの平成24年度末で約1280万円が収入未済となっている。今後とも、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 今後とも、債務者の能力に応じた納付を指導し、適切な債権管理を行っていく。</p>

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努められているところであるが、平成24年度末で約8億2,282万円となっており、前年度末に比し約2,546万円増加している。 今後とも、未納者の現状を把握し、効率的に収納</p>	<p>注意事項 ア 進学奨学金等については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還猶予者等に対する返還再開通知の送付を行っている。 また、関係市町に貸与台帳を配布し、返還の相談等に対応できるようにしている。</p>



率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成24年度末で約5,725万円となっており、前年度末に比し約1,373万円増加している。

「意思・意向確認調査」を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、今後も未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

平成25年6月には、進学奨励制度に係る返還免除及び返還猶予の申請案内を現在返還中の奨学生又は保護者に対して送付し、返還が困難な者に対して分割納付の促進、返還免除及び猶予制度の周知徹底を図っている。

また、平成25年1月に実施した未納者に対する返還に関する「意思・意向確認調査」の結果に基づき、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を実施している。

イ 修学奨励金については、貸与時に学校長から貸与決定通知を交付し(伝達式の実施)、貸与中には奨学生としての自覚及び返還意識を高めるための「貸与中の手引き」の配布を行い、返還中には、滞納回数に応じた償還指導を実施しており、滞納回数が少ない場合には、電話及び文書による督促を実施し、滞納回数が多い場合には、借受者のみならず連帯保証人及び保証人への督促を併せて実施している。

さらに返済意志の見られない滞納者には、債権回収の専門家である民間債権管理会社(サービサー)への委託を実施している。

今後は、より効果的な回収方法を導入し、未収金の縮減に一層努めていく。

(4) スポーツ課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 用務地において20時までの勤務を命ずる旅行命令がなされているにもかかわらず、17時45分以降の業務に対して超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に命令がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 行政財産使用料の収入調定事務において、納入金額の誤記載等によって納入通知書を再発送するなど、納入通知の大幅な遅れが見られたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は、このようなことがないように適正な超過勤務命令を行う。</p> <p>イ 今後は、誤記載のないように十分に確認を行うなど適正な事務処理を行い、速やかに納付書を発送する。</p>

(5) 学校人事課

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿記載の用務時間と一致せず超過勤務命令がされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 教育職員免許法認定講習の証明書再発行について、各種証明関係事務にかかる証紙を徴収していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿記載の用務時間の確認を徹底し、必要に応じて超過勤務命令を行うなど、改めて適正な処理の周知徹底を行っている。</p> <p>イ 各種証明関係事務として証紙を徴収するよう、適正に処理を行っている。</p>

13 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成25年8月19日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

放置違反金の平成24年度末における未収金は、約2,280万円であり、前年度末に比し約1,170万円減少している。  
 今後も、未納者の現状を把握等をするなど、適切な債権管理に努められたい。

注意事項

未収金が減少となった平成24年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。

和歌山県監査公表第9号

平成25年11月22日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 岸 本 健  
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約48万円となっており、前年度末に比し約7万円増加している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約658万円となっており前年度末に比し約74万円減少している。                      今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約23万円となっており前年度末に比し約6万円減少している。                      今後も、未納者の生活状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 契約保証金を免除している感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託の契約締結の決裁において、契約保証金の免除理由が記載されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 償還指導を継続的に実施した結果、平成25年12月末までに3万4千円の納付があった。返還金が途切れることのないよう未納者への継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>(2) 新規未償還金の発生を防止するために、借主、連帯借受人、連帯保証人及び市町村担当者の同席面接を行い、連帯債務の周知等、貸付申請時の審査を徹底し、無理のない貸付金額の指導を実施するとともに、償還開始時期の到来した借主には、文書や電話により指導を行った。                      滞納が3か月以上続いた場合、借主及び連帯保証人等に対する電話や訪問での督促や振興局での面接、償還計画の立て直し等の相談に加え、連帯保証人や連帯借受人への文書や電話による協議及び督促を実施した。                      また、滞納者に対する方針を決定する部内対策会議、二人一組体制での訪問を行うとともに、償還強化月間を設け、集中的な償還指導に取り組んだ。                      今後も対策会議の開催や強化月間の設定を計画している。</p> <p>(3) 償還指導を継続的に実施した結果、平成25年12月末までに2人が完納し、全体で約3万8千円の納付があった。引き続き未納者へ継続的な償還指導を実施していく。</p> <p>(4) 監査終了後、四半期ごとに継続して複数人による現物確認を行っている。</p> <p>(5) 契約保証金の免除理由の記載については、適正に処理するよう担当者に徹底した。</p>

(6) 廃棄備品等の売払いについて、一者の見積りにより随意契約を行っているが二者以上から見積書を徴されたい。

(6) 廃棄備品等の売払いについては、適正に処理するよう担当者に徹底した。

## 2 伊都振興局建設部

監査実施年月日 平成25年10月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成24年度末で約168万円となっており、前年度末に比し約43万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 平成25年3月5日付けで申請のあったバス停留所標識設置に係る道路占用許可について、許可手続が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が行われていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 紀見トンネル防火水槽ポンプ修繕契約について、工期変更を行わず契約工期を超えて変更請書を作成していたので、今後の契約事務についてはこのようなことのないよう適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未納者の現状をよく把握した上で、文書通知や電話による督促や催告を組み合わせた滞納整理に努め、未収金の更なる削減を図るよう取り組んでいる。 その結果、平成25年12月末までに67万7千円の納付があった。</p> <p>(2) 占用許可手続が遅れることのないよう確認を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(3) 和歌山県物品管理等事務規程の遵守を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(4) 工事内容を変更する場合は、契約工期内において変更手続を行うよう職員に周知徹底した。</p>

## 3 和歌山県農業大学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>公有財産台帳に記載された地籍調査後の土地の面積を公有財産現況報告書では、従前の面積で報告していたので、適切に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>公有財産台帳と公有財産現況報告書を精査し、適切に処理した。</p>

## 4 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 入学願書に貼付された県証紙に消印のなされていないものが1件あったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自家用車使用による旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 入学願書に貼付された県証紙の消印漏れについて、今後チェック体制を厳重にし、消印漏れのないよう適正に処理を行っていく。</p> <p>(2) ハイスクール強化校指定事業について、ハイスクール強化校指定事業補助金交付要綱に基づき適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p>

## 5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 代表者印のない請求書に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 校内で保管している毒物及び劇物について、平成1</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 請求書受理時に具備事項の確認を徹底し、適正な会計処理を行っていく。</p> <p>(2) 使用していた様式が誤っていたため、平成10年9月</p>

0年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

25日付け総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票を作成し、適正に処理を行った。

6 和歌山県立伊都高等学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 同一旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重払いが行われていた。当該誤りが判明した後、翌年度に過支給分は返納されているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令簿の決裁について、組織内のチェック体制を厳重にし、今後このようなことがないよう適正に処理を行っていく。</p>

7 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。 (2) 平成25年4月1日に締結した複写機の保守等に関する契約書について、暴力団排除条項の記載がなされていないので平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、複数人による四半期ごとの現物確認の検印を行い、適切に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。 (2) 複写機の保守等に関する契約書について、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第16条及び平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づき、暴力団排除条項の記載を行い、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当の不足分について、監査終了後、追給処理を行った。以後、記載事項の確認を徹底し、適正に処理を行っている。</p>

9 和歌山県立紀の川高等学校

監査実施年月日 平成25年10月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 パフォーマンスチャージ料（使用料及び賃借料）の支出票に履行確認がなされていないので、今後適切に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出票への履行確認について、今後、確認及び記載漏れがないよう和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等を職員に周知徹底し、適正に事務処理を行っていく。</p>

10 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 紀の国森づくり基金活用事業補助金の実績報告におい</p>	<p>注意事項 平成25年度事業からは、申請者に補助制度を十分説明</p>

<p>て、本来領収書が添付されるべきところ、一部、領収書の代わりに請求書が添付された実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行っているものが散見されたので、適正に処理されたい。</p>	<p>するとともに、実績報告書提出時には領収書等支出済額を証明する書類の添付を徹底している。</p>
---	--

11 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約188万円となっており前年度末に比し約4万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約1,256万円となっており、前年度末に比し約82万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成24年度末で約110万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、滞納者の生活状況を把握するためにも自宅訪問する等、日々償還活動に取り組んでいる。借主が高齢になっている場合は、可能な限り早期に完納できるよう定期的な償還指導に努めており、督促状を発送してもなお未納の場合は、納期限後3か月経過すれば借主及び連帯保証人に対して文書通知し、双方に来所してもらう等の方法により償還を促している。 その結果、平成25年12月末までに約18万円の納付があった。 また、新たな滞納ケースの発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行うとともに、借主及び連帯保証人に対し、貸付けの趣旨及び連帯責務や滞納時の違約金についても確認を行っており、償還開始の時期が到来した借主に対しても、償還意識を強く持たせるよう、文書や電話で指導している。</p> <p>(2) 未収金の発生防止については、被保護者の収入申告書提出義務等、制度上の被保護者の義務の周知や課税調査等の実施により、不正行為防止の啓発に努めている。 また、返還金の償還指導については、滞納者台帳に基づき、本人宅の訪問や電話等による督促を行い、返還金の納入義務を再認識させるとともに、その納入指導に努めた。 その結果、平成25年12月末までに約21万円の納付があった。 なお、平成24年度には、過年度分の滞納者2名が完納となったが、新たに3名が滞納となり、平成25年度への滞納繰越者は22名となっている。現在も分割納付を承認した者については、返還計画に基づいて順次調定を行っているが、生活困窮等により計画どおりに納付できていないケースもある。今後も、個々の世帯の状況を把握しながら、公平性の観点からも、引き続き償還指導を行っていく。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、現在対象者は2名であり、返済計画に基づいて返済されているが、滞る際には自宅訪問、電話連絡及び文書通知により本人に対し返済を促している。 その結果、平成25年12月末までに約28万円の納付があった。 また、関係町との連携を密にし、支給月の前月には町役場を通じて文書により受給者の異動状況を照会し、確認することにより、返還金発生 of 未然防止に努めている。</p>

12 有田振興局建設部

監査実施年月日 平成25年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

- (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約679万円となっており、前年度末に比し約68万円減少している。  
今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。
- (2) 道路占用料の収入未済額は、平成24年度末で約21万円であり、前年度から回収が進んでいない。滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。
- (3) 河川占用料の収入未済額は、平成24年度末で約16万円であり、前年度から回収が進んでいない。滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。
- (4) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成24年度末で約285万円となっており、前年度末に比し約211万円増加している。  
今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。
- (5) 電話使用料について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。
- (6) 道路愛護会及び河川愛護会の愛護活動に対する報償費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

注意事項

- (1) 高額滞納者については、法的措置の準備を行っている。また、それに満たない者については本人及び連帯保証人に対し、出頭を要請し、滞納家賃支払の誓約をとるなど、引き続き適切な債権管理に努めている。  
その結果、平成25年12月末までに約142万円の納付があった。
- (2) 滞納者は法人で所在不明の状況にある。財産調査の結果、財産は認められず、所在確認のため、関係地方公共団体への照会及び現地確認を行い所在不明であったことから執行停止の手続をとった。  
今後、債権整理審査会にて審査を受け時効の到来を待って不納欠損とする見込みである。
- (3) 滞納者1名について財産調査を行った。電話等での督促を継続するとともに差押えの検討を進める。
- (4) 滞納者2名のうち1名については、生活困窮のため執行停止の措置を行った。残り1名については、財産調査により預金債権を把握できたことから預金差押（28,831円）を行った。滞納額の残額について継続して督促を実施し適切な債権管理に努める。
- (5) 電話使用料に限らず支払については一覧表を作成し、請求書が届いて支払依頼書を作成したのち出納機関で支払をした日付を全て記録していくようにして二重払い等の無いように管理を徹底する。
- (6) 和歌山県財務規則に従い適正に処理するよう徹底する。

13 紀中県税事務所

監査実施年月日 平成25年10月31日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.3%と前年度に比し0.5ポイント増加し、平成24年度末の収入未済額も約2億680万円と、約1,646万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約87%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 消耗品費（自動車オイル）の納品書に受付印及び個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 不動産取得税の課税において二重課税や課税標準</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 個人県民税の税収確保に向け、市町の連携を強化するため、市町の状況把握に努め、必要と認める市町に併任派遣等の支援を実施することとしている。今年度は美浜町、印南町及びみなべ町の3町を重点支援市町として、併任派遣を実施することとし、既に3町には3名ずつ派遣している。地方税法第48条に基づく直接徴収は10市町から大口困難案件等の引継ぎを受け実施している。 また、地域連携による徴収対策として、地域ブロック会議や研修会を実施し、徴収力の向上に努めている。 収入未済額の縮減については、県税事務所で策定した「平成25年度徴収対策」に基づき、滞納整理を効果的に実施するとともに、行動目標を設定し、進行管理を行い、収入未済額の縮減に取り組んでいる。 また、延滞金の収入未済についても滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 通知に従い実施していく。 なお、平成24年度及び平成25年度については改善済みである。</p> <p>(3) 不動産取得税及び個人事業税の課税誤りの防止に</p>

額の誤りによる税額誤りがあり、個人事業税の課税においても二重課税があった。これらについては税額重複分の減額等が行われているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。

については、昨年よりも更にチェック体制を強化し複数人による事前チェックを実施している。

## 14 和歌山県立箕島高等学校

監査実施年月日 平成25年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 自家用車使用による旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ハイスクール強化校指定事業補助金交付要綱に基づき適正に事務処理を行っていく。</p>

## 15 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 平成25年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 校内で保管している毒物及び劇物について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 毒物及び劇物等の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき適正な処理を行った。</p>

## 16 和歌山県立耐久高等学校

監査実施年月日 平成25年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 公有財産の目的外使用を許可している生徒ホールに設置されているカップ式飲料自動販売機の水道使用について料金を徴収していないので、子メーターの設置などにより適切に処理されたい。 (2) 重要物品台帳に登載されているピアノについて、品番及び製造時期が現物と異なっているものがあつたので適切に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) カップ式飲料自動販売機の水道使用については、子メーターを設置し、水道使用料を加算して徴収することで適切に処理した。 (2) 過去の経緯を調査し、関係各課と協議の上、重要物品の廃棄等適切に処理を行った。</p>

## 17 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 平成25年10月31日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたので適正に処理されたい。また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、振替等勤務日の正規の勤務時間欄及び左のうちの休憩時間欄が未記入のものがあつたので注意した。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当の不足分は、監査終了後、追給処理を行った。また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記入漏れについても適正に処理を行った。 今後、支給漏れや記入漏れのないように十分注意し、適正な事務処理を行っていく。</p>